

平成30年 第8回 由布市農業委員会総会議事録

1. 日 時：平成30年8月28日（火）14時00分
2. 場 所：由布市役所 本庁舎 市民ホール 2階 2-2会議室
3. 出席委員 10名
会 長 2番 縣 次 男
副 会 長 11番 大 塚 弘 士

委 員 4番 坂 本 成 一
5番 高 田 英
6番 麻 生 俊之輔
7番 二ノ宮 政 広
8番 安 部 義 浩
10番 小 野 恵美子
4. 欠席委員 1番 大 津 雄 司
9番 江 藤 国 子
5. 議事参与が制限された委員数 0名

6. 議事日程

- (1) 出席確認
- (2) 会長挨拶
- (3) 議 事
 - ① 農地法第18条の規定による合意解約通知の報告について
 - ② 農地法第4条の規定による許可申請について
 - ③ 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について
 - ④ 非農地証明の発行について
 - ⑤ 農用地利用集積計画の決定について（貸借権設定）
 - ⑥ 農用地利用集積計画の決定について（所有権移転）
 - ⑦ その他
- (4) その他

7. 出席職員

農業委員会事務局職員

事務局長 秦正次郎、課長補佐 生野成美、主幹 長田瑞穂、行政専門員 後藤義一

8. 会議の概要

事務局長 行事報告、出席確認

出席委員は、10名中 8名の出席で会議規則第8条により総会は成立していますので、只今より平成30年 第8回由布市農業委員会定例総会を開会いたします。会議規則第6条により会長は議長となりますので、議事進行をお願いします。

会長あいさつ

議 長

それでは、これより本日の会議を開きます。お諮りします。会議は本日一日間と致したいと思いますが、これに異議ございませんか。

全 員
異議なし

議 長

異議なしと認めます。したがって、会議は本日一日間と決定しました。

次に、会議録署名人の1名を指名します。

本日の会議録署名委員は、議席番号 7番 二ノ宮 政広 委員さんをお願いしたいと思います。宜しく申し上げます。

次に、採決についてお諮りします。

これから、採決します日程第1から第6までの全ての件は、会議規則第14条により挙手をもって採決したいと思います。ご異議ありませんか。

全 員
異議なし

議 長

それでは只今より会議規則第7条による議案の審議を行います。

農業委員会、会議規則第12条により議事参与制限を受ける委員は、退席をする事となっていますのでよろしく申し上げます。

■日程 第1 「農地法第18条の規定による合意解約通知について」
(議案第1号 1件)

議 長

日程第1 農地法第18条規定による合意解約通知について1件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程第1 農地法第18条規定による合意解約通知について、議案朗読説明。

議 長

議案1号につきましては、報告という事で皆さんに了承して頂きたいと思っております。

日程 第2 「農地法第4条の規定による許可申請について」
(議案第2号 1件)

議 長

続きまして、日程第2 農地法第4条の規定による許可申請について、1件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程第2 農地法第4条の規定による許可申請について、議案朗読説明。

議案2号の農地区分は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象になっていない

小集団の生産性の低い農地であり、第2種農地と判断され問題はないと考えます。

議 長

議案2号ですが、私(2番 縣 次男委員)から説明致します。

2番 縣 次男 委員

資料の1ページをご覧ください。図面がありますけれども、この申請者のお父さんはもう亡くなっていますが、この方が全部植林して木をかなり植えております。少し植えて無い所もありますが、かなりの山林になっております。申請者は息子さんですが、地元には住んでいなくて勤めにでています。農業をしないということで、木を切って畑にすることも出来ないですし、山にしますということでございます。始末書もあります。ご審議よろしくお願ひします。

議 長

それでは、この議案2号について、質問があればお願ひします。

ご質問はないでしょうか。

(ありません。)

この2号の案件、意見なし付して進達致しますので許可相当と認める委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 許可相当と認めます。

■日程 第3 「農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について」

(議案第3号 1件)

議 長

日程第3 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について、1件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程第3 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について、議案朗読説明。

議案3号の農地区分は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象になっていない小集団の生産性の低い農地であり、第2種農地と判断され問題はないと考えます。

議 長

議案3号の案件ですが、議席番号8番 安部 義浩委員さんより説明をお願いします。

8番 安部 義浩 委員

議案番号3号について説明します。

字図は、資料4ページになります。受人の作業場が自宅近くにあり県道 別府挾間線に接していました。県道の拡幅で立退きとなり、場所を探していたところ、海老毛に見つかったということで、作業場及び資材置場にしたいということで現地に行きました。建物自体は312㎡で、面積自体は2621㎡になっていますが、区画としては段々畑になっております。6ページを見て分かると思うのですが、黒川という川があり10m位の崖になっていまして、崖の近くには建てたくないということです。また、3分の1程度は竹林になっておりますが、受人が竹も切って作業場に転用するという事です。

審議をお願いします。

議 長

この議案3号について、質問があればお願いします。

(5番 高田 英 委員より挙手有り)

5番 高田 英 委員

この案件では、譲渡人の始末書がついているのですが、本来こういう形にしたのは譲り渡し人なので4条でなくても大丈夫ですか。

事 務 局

本来そうではないかと思うのですが、このような形でも県は受けます。

5番 高田 英 委員

これは開発行為には当たらないのですか。構造物を建てることになっていますが。

事 務 局

ここは、2種農地で都市計画にはあたらないので大丈夫です。

議 長

他に質問はないでしょうか。

(ありません。)

それでは、この案件意見なし付して進達致しますので、許可相当と認める委員さんの挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この3号案件 許可相当と認めます。

■日程 第4 「非農地証明の発行について」

(議案第4号 1件)

議 長

続きまして、日程第4 非農地証明の発行について、1件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程第4 非農地証明の発行について、議案朗読説明。

議案4号は、農地法第2条第1項の対象とならない土地と判断され、問題ないと考えます。

議 長

議案4号については、質疑を受けたいと思います。

質問はありませんか。

(ありません。)

それでは、採決を致します。

現地の状況から判断して、申請地は農地に該当しないという事で、非農地証明を発行してよいと思われる委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 非農地証明を発行致します。

○日程 第5 「農用地利用集積計画の決定について（貸借権設定）」

(議案5～10号 6件)

議 長

日程 第5 農用地利用集積計画の決定について（貸借権設定）6件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程 第5 農用地利用集積計画の決定について（貸借権設定）、議案朗読説明。

議 長

それでは、議案5号からですが、質問があればお願いします。

質問はありませんか。

(ありません。)

それでは、この案件承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 承認致します。

続きまして、議案6号ですが質問があればお願いします。

質問はありませんか。

(ありません。)

それでは、この6号案件承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 承認致します。

続きまして、議案7号ですが質問があればお願いします。

質問はありませんか。

(ありません。)

それでは、この7号案件承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 承認致します。

続きまして、議案8号ですが質問があればお願いします。

(5番 高田 英 委員より挙手有り)

5番 高田 英 委員)

合同会社さんは、農地所有適格法人ですか。

事 務 局

今回、5,000㎡を超えまして、他の要件も農地所有適格法人の要件も満たしておりますので、今回そのような形になったと思います。

5番 高田 英 委員

この土地を借りれば、適格法人となるのですか。

事 務 局

適格法人になるのですが、今後農地を買ったりする様な計画はないようです。

議 長

他に質問はありませんか。

(ありません。)

それでは、この8号案件承認される委員の挙手を求めます。

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 承認致します。

続きまして、議案9号ですが質問があればお願いします。

質問はありませんか。

(ありません。)

それでは、この9号案件承認される委員の挙手を求めます。

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 承認致します。

続きまして、議案10号ですが質問があればお願いします。

(4番 坂本 成一 委員挙手有り)

4番 坂本 成一 委員

借りる期間が短いのに、ぶどうを植えても経営が成り立ちますか。前も失敗していると聞いていますが、土地に合わないのではないかな。

5番 高田 英 委員

新しい経営者であり、ぶどうは出来ていますのでやろうと思えば出来ます。

4番 坂本 成一 委員

3年では、実がならないのでは。

事 務 局

これから継続して、更新でしていくということです。

5番 高田 英 委員

解除条件付きですか。

事 務 局

解除条件付きです。

議 長

他に質問はありませんか。

(ありません。)

それでは、この10号案件承認される委員の挙手を求めます。

はい、ありがとうございます。
挙手多数の為、この案件 承認致します。

○日程 第6 「農用地利用集積計画について（所有権移転）」

(議案11号 1件)

議 長

日程 第6 農用地利用集積計画について（所有権移転）の審議です。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程 第6 農用地利用集積計画について（所有権移転）、議案朗読説明。

議 長

議案11号について、質問があればお願いします。

質問ないでしょうか。

(ありません。)

それでは、承認される委員さんの挙手を求めます。

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 承認致します。

審議は終了しましたが、その他ありませんか。

ないでしょうか。

(ありません。)

以上で会議規則第7条による議案審議は終了します。

審議、お疲れ様でした。

その他で、ご質問があればお願いします。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

会議録署名

議 長 縣 次男 縣
委 員 二ノ宮 政広 縣